

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社トモエ自工に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社トモエ自工に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年11月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社トモエ自工に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫(「商工中金」)が株式会社トモエ自工(「トモエ自工」)に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、株式会社商工中金経済研究所(「商工中金経済研究所」)による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ(PIF イニシアティブ)を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業



主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、トモエ自工の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、トモエ自工がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

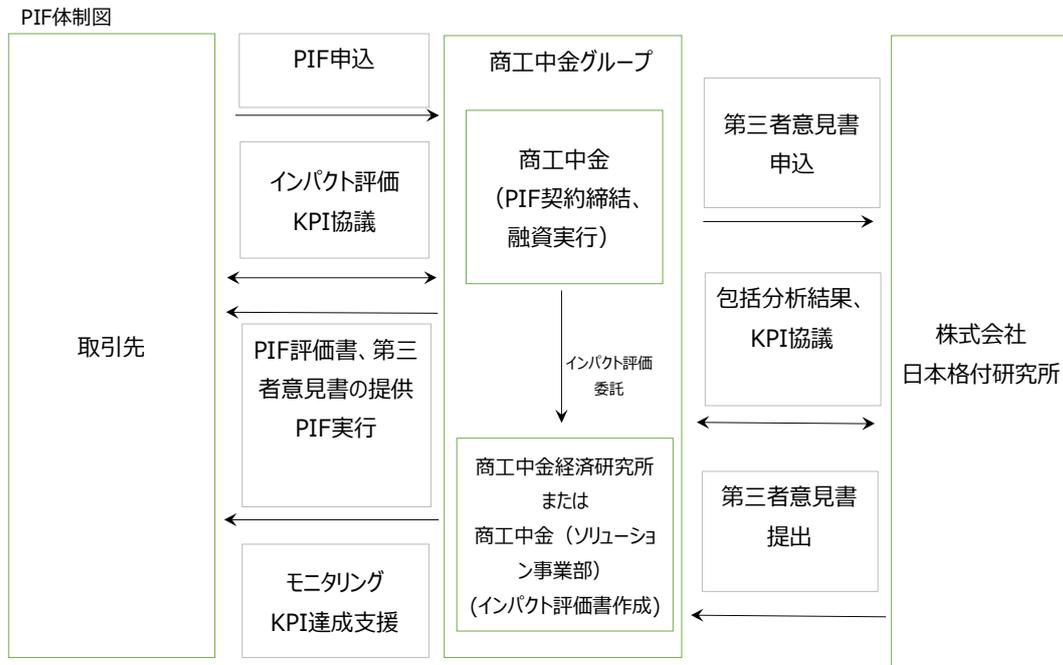
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるトモエ自工から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

深澤 優貴

深澤 優貴



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年11月29日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)が株式会社トモエ自工(以下、トモエ自工)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、トモエ自工の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 経営理念と経営戦略、ブランドスローガン
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社トモエ自工
借入金額	極度 100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年(コミットメントライン・更新オプション 4 回)
モニタリング実施時期	毎年 10 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	静岡県沼津市一本松 737-2
設立	1985 年 1 月
資本金	30,000,000 円
従業員数	27 名(2024 年 7 月現在)
事業内容	建設機械器具及びその他産業用機械器具の検査、整備、卸売り、賃貸
主要取引先	(販売先) 建設用クレーン使用者、同 販売事業者、建設揚重事業※ ² 事業者など (仕入先) 新車: (株)タダノ、(株)加藤製作所、コベルコ建機(株)、(株)前田製作所 中古車: (株)フックワークパートナーズ、一般中古車市場、エンドユーザー

※2 建設揚重事業:移動式クレーンを利用して、土木工事、建築工事、プラント工事、鉄塔工事、橋梁工事などにおける資材の搬入、運搬、配置や鉄骨の組み立て、機械器具などの据え付け工事やその他の建設工事に付随する揚重作業を請け負う専門工事業である。

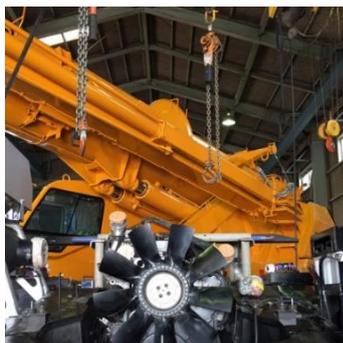
【事業内容】

トモエ自工は、移動式クレーンの車検・性能検査代行や移動式クレーン・高所作業車の一般整備・修理、販売及びレンタルなどを行う事業者である。主力事業はクレーンの整備、点検事業であり、大手建機メーカーである(株)タダノ、(株)加藤製作所、コベルコ建機(株)、(株)前田製作所の指定サービス工場となっており幅広い顧客から受託することが可能となっている。また、中部運輸局認証工場として、大型特殊車両・建設機械、大型クレーン車などの車検整備も行うことが可能であるが、自社で取り扱うクレーンについては自社でなく中部運輸局にて車検を実施している。

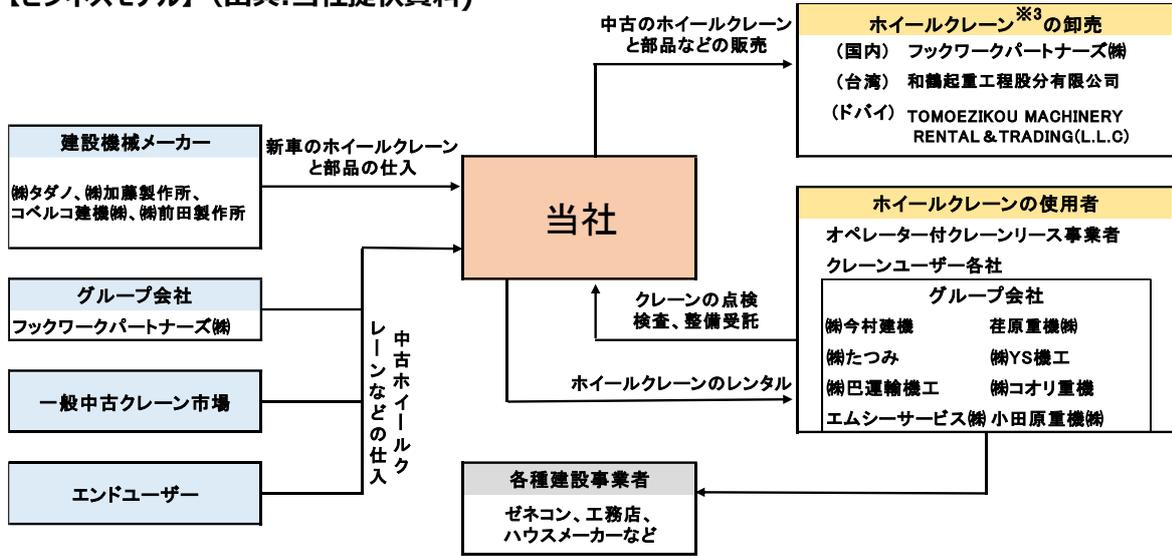
整備、点検業務を安定的に受託するため、顧客となる建設揚重事業者、中古の移動式油圧クレーンや高所作業車の売買を行う企業をグループ化している。現在の主な商圏は静岡県東部、伊豆半島、神奈川県中西部、山梨県東部及び岡山県倉敷市であり、各地で当社の拠点とグループ企業である建設揚重事業者が事業を行っている。また、海外の拠点として台湾とU.A.E ドバイ酋長国に現地法人を有しており、中古のクレーン車輛や高所作業車、関連部品などを販売している。当社は、グループ各社とともに土木、建築工事や鉄塔、橋梁工事などの現場に高品質なクレーンや高所作業車を安定的に供給することで社会インフラの整備に貢献するとともに地域経済の発展に寄与していくこととしている。

また、中古建機のリユースやレストアによる経済耐用年数の長期化による資源の有効活用と廃棄物の削減に貢献していくこととしている。

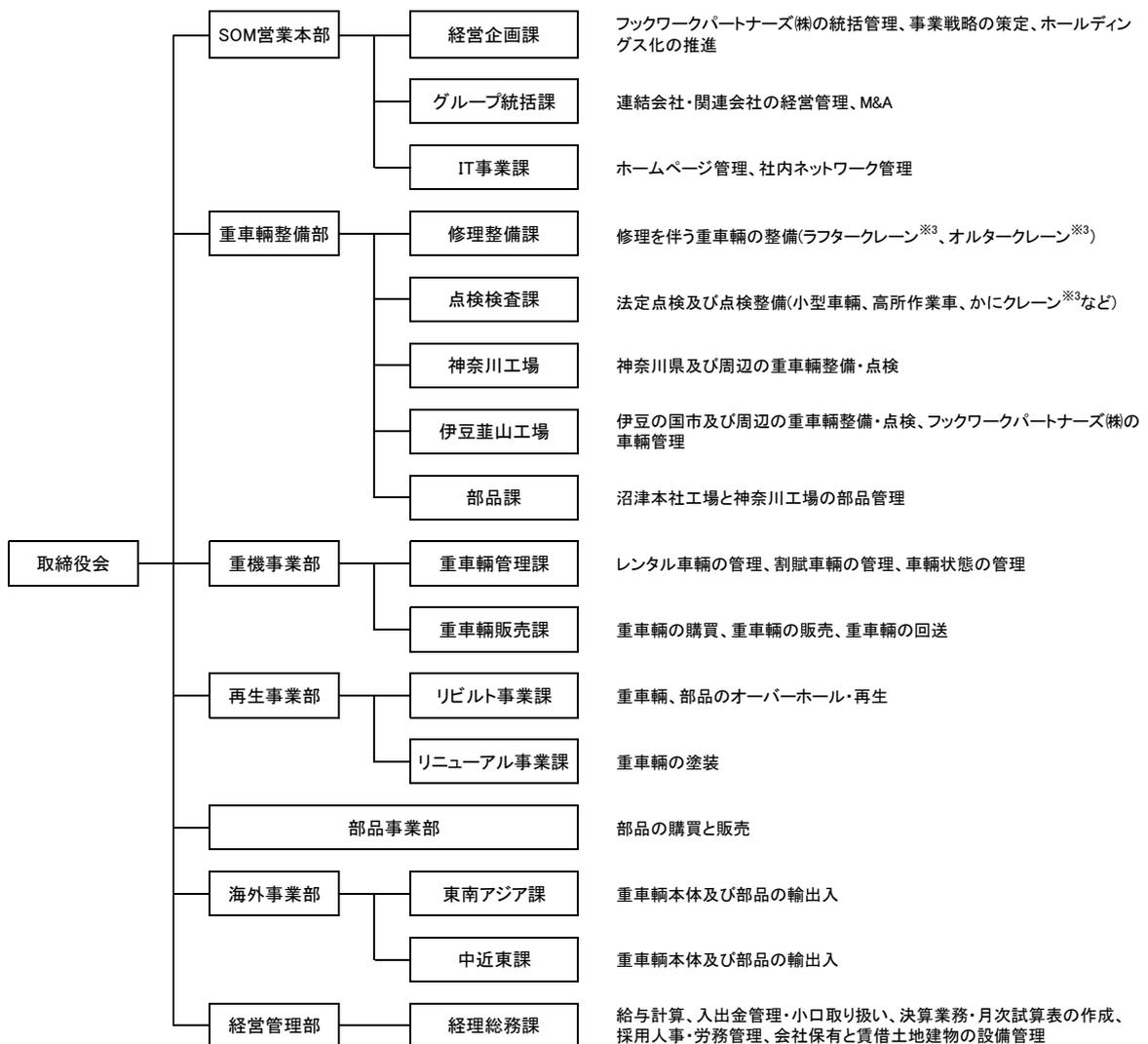
当社の取り扱い機械など(出典:当社ホームページ及び提供資料)



【ビジネスモデル】(出典:当社提供資料)



【組織図】(出典:当社提供資料)



※3 ホイールクレーンほか：ホイールクレーンは移動式クレーンの分類のうち、車輪のついたクレーンで自走可能なものを指す。自動車区分としては特殊自動車である。ラフタークレーンの正式名称はラフテレーンクレーンでホイールクレーンに属する移動式クレーンである。走行とクレーン操作を同じ運転席で行う構造をもっており、四輪駆動、四輪操舵システムを装備しているため荒れた地形など不整地走行に優れている。タイヤで公道を自走できるが、ほとんどのメーカーは最高速度を 50 km未満としているため、最低速度制限のある高速道路、自動車専用道路を走行することはできない。

オルタークレーンは加藤製作所の商品名で、一般名称はオールテレーンクレーンである。タイヤによる自走式クレーンの一種であり、独立した運転席を持ち、不整地走行に対応した 3 軸以上の走行用台車に、クレーン旋回体を架装している。走行台車とクレーンにそれぞれ運転席がある。不整地走行から高速道路走行まで、走行に関して高い能力を有し、大型機種でありながら狭い現場に侵入することもできる。日本では多くの車輛は道路交通法の制限重量のため、クレーン部を分解別送して公道を移動する。

かにクレーンの正式名称はクローラークレーンである。原動機を備えていて、走行装置に履帯(クローラー)を用いて不特定の場所へ自力移動して作業できる移動式クレーンである。小型のものは「ミニクローラークレーン」とも呼ばれ、定格荷重が 5 トン未満のものを指す。定格荷重が 3 トン未満で折りたたみ式アウトリガー(車体横に張り出して接地させることで車体を安定させる装置)を備えるものでは、4 本のアウトリガーで車体を支える姿がカニまたはクモに似ていることから、通称カニクレーンやクモクレーンとも呼ばれている。

また、移動式クレーンには別途市販のトラックのシャーシまたは専用のシャーシにクレーンを架装させたトラッククレーンとトラックのシャーシをサブフレームで補強し、積卸用のクレーン装置と貨物積載用の荷台を備えている積載型トラッククレーン(古河ユニック社製はユニック、タダノ社製はカーゴクレーン)がある。

【事業拠点及び関係会社】(出典:当社ホームページ及び提供資料を基に商工中金経済研究所が作成)

拠点名	住所、業務内容など
<p>本社・沼津工場</p>	<p>(外観)</p>   <p>(住所) 静岡県沼津市一本松 737-2</p> <p>(業務内容) 重車輛整備(車輛の点検、検査、整備、修理、部品管理)、 重機事業(重車輛の購買、販売、レンタル、割賦車輛の管理など)、再生事業 (重車輛と部品のオーバーホール、レストア、塗装)、部品事業(部品の購買、販 売)、海外事業(重車輛と部品の輸出入)、経営管理(経理、総務)</p> <p>(事業に係る許可など) 中部陸運局 認証工場(静第 6948 号)、静岡県労働基準局 認証検査業者 (静第 185 号)、静岡県公安委員会 登録自動車商(静公委沼第 3595 号)、 静岡県公安委員会 古物商(第 491070359500 号)、公益社団法人建設荷 役車両安全技術協会 会員、一般社団法人日本クレーン協会 会員、中部陸 運局 第一種貨物利用運送事業登録(中運自第 288 号)</p>

<p>SOM 営業本部</p>	<p>(住所) 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 14-1</p> <p>(業務内容) 経営企画(フックワークパートナーズ(株)の統括管理、事業戦略の策定、ホールディングス化の推進)、グループ総括(連結、関連会社の経営管理、M&A)、IT 事業(ホームページ、社内ネットワークの管理)</p>
<p>神奈川営業所</p>	<p>(住所) 神奈川県海老名市上河内 113</p> <p>(業務内容) 神奈川県及び周辺の重車輛整備・点検業務など</p>
<p>伊豆韮山営業所</p>	<p>(住所) 静岡県伊豆の国市奈古谷 1424-4</p> <p>(業務内容) 伊豆の国市及び周辺の重車輛整備・点検、フックワークパートナーズ(株)の車輛管理業務など</p>
<p>山梨大月ヤード</p>	<p>(住所) 山梨県大月市富浜町鳥沢 2758</p> <p>(業務内容) クレーンなどのストックヤード</p>
<p>関係会社</p>	<p>住所、事業内容など</p>
<p>株式会社東京車輛</p>	<div data-bbox="488 1256 946 1440" data-label="Image"> </div> <p>(住所) 埼玉県熊谷市妻沼 1783</p> <p>(事業内容) 高所作業車・特装車の開発・製造・販売、高所作業車・特装車のリニューアル、高所作業車の特定自主検査</p> <p>(事業に係る許可など) 埼玉労働局 特定自主検査登録業者 [埼 270 号] 埼玉県公安委員会 古物商(自動車商)[第 431190022222 号] 自家用自動車有償貸渡許可[埼運輸 1725 号]</p>

株式会社今村建機



(住所)

静岡県富士市森島 442-3

(事業内容)

移動式クレーン賃貸及びクレーン作業の請負、各種重機による工事の請負、前記に付帯する一切の事業

(事業に係る許可など)

建設業の許可及び許可番号:静岡県知事許可(般-28)第 034243 号
建設業の種類:土木一式工事、とび・土工工事業

往原重機株式会社



(住所)

東京都大田区大森北 2-4-11 米山ビル 7 階

(事業所)

城南事業所(東京都大田区)、西湘事業所(神奈川県小田原市)、海老名営業所(神奈川県海老名市)

(事業内容)

建設機械賃貸(オペレーター付ラフタークレーン)

(事業に係る許可など)

建設業の許可及び許可番号:東京都知事許可 第 144668 号
建設業の種類:とび・土工工事業

<p>株式会社たつみ運送</p>	 <p>(住所) 静岡県熱海市上多賀 911-3</p> <p>(事業内容) 移動式クレーン賃貸及びクレーン作業の請負、一般貨物自動車運送事業[名陸自貨 第 441 号]、敷き鉄板賃貸業、各種重機による工事の請負、前記に付帯する一切の事業</p> <p>(事業に係る許可など) 建設業の許可及び許可番号:静岡県知事許可第 024152 号 建設業の種類:土木一式工事、建築一式工事、とび・土工工事業</p>
<p>株式会社 YS 機工</p>	 <p>(住所) 静岡県静岡市清水区大内 742-7</p> <p>(事業内容) ラフタークレーン作業全般、重量物運搬・据え付け、一般貨物運送、土木、建築解体、造園、設備プラント作業、鉄骨建方、橋梁架設作業、鉄板リース</p> <p>(事業に係る許可など) 建設業の許可及び許可番号: 静岡県知事許可第 038880 号 建設業の種類:土木一式工事、建築一式工事、とび・土工工事業</p>
<p>株式会社巴運輸機工</p>	 <p>(住所) 岡山県倉敷市南畝 7-278</p>

	<p>(事業内容) 移動式クレーン作業全般</p> <p>(事業に係る許可など) 建設業の許可及び許可番号:岡山県知事許可第 026186 号 建設業の種類:土木一式工事、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業</p>
<p>株式会社コオリ重機</p>	 <p>(住所) 静岡県沼津市石川 136</p> <p>(事業内容) 移動式クレーン作業全般</p> <p>(事業に係る許可など) 建設業の許可及び許可番号:静岡県知事許可第 035592 号 建設業の種類:とび・土工工事業</p>
<p>エムシーサービス 株式会社</p>	 <p>(住所) 静岡県富士宮市小泉 1317-51</p> <p>(事業内容) クレーン各種、機械および重量物の運搬据え付け、解体工事一式、足場工事一式</p>
<p>小田原重機株式会社</p>	 <p>(住所) 神奈川県小田原市本町 2-2-16 201</p>

	<p>(事業内容) ラフタークレーン作業一式(小田原市・南足柄市・中郡およびその周辺地域)</p> <p>(事業に係る許可など) 建設業の許可及び許可番号:神奈川県知事許可第 088188 号 建設業の種類: 土木一式工事、とび・土工工事業</p>
<p>フックワークパートナーズ株式会社</p>	<p>(住所) 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 14-1</p> <p>(事業内容) 移動式油圧クレーンの販売、中古クレーンの買取、レンタル事業</p> <p>(事業に係る許可など) 古物商 神奈川県公安委員会[第 451310005785 号]</p>
<p>和鶴起重工程股份有限公司</p>	 <p>(住所) 833167 高雄市鳥松区美勝七街 22 號</p> <p>(事業内容) 台湾の現地法人で中古ホイールクレーン車輛、カニクレーン、高所作業車などの建設機械や関連部品を販売</p>
<p>TOMOEZIKOU MACHINERY RENTAL & TRADING(L.L.C)</p>	 <p>(住所) UBL BUSINESS CENTER AL KAZIM BUILDING 1ST FLOOR A ENTRANCE OFFICE NO B16 AL GARHOUD P.O.BOX 233534 DUBAI UAE</p> <p>(事業内容) U.A.E ドバイ首長国現地法人で中古ホイールクレーン車輛、高所作業車などの建設機械や関連部品を販売</p>

【沿革】

1984年12月	本社所在地にて当社創立
1985年1月	当社設立
1985年5月	(株)タダノのサービス工場に指定される
1992年9月	現在地にて自社工場・事務所を設立
1993年1月	静岡県労働基準局認定検査業者として特定自主検査業務開始
1993年4月	中部運輸局認定工場として自動車分解整備業務開始
1993年12月	静岡県公安委員会に自動車商登録し販売業開始
1995年8月	資本金を1000万円に増資
1998年1月	神奈川にて整備巡回サービス開始
2004年1月	木村亮紀が代表取締役就任
2004年1月	現在地にて神奈川営業所開設
2004年9月	神奈川県海老名市に事業用用地として土地取得(330坪)
2005年2月	(株)加藤製作所のサービス工場に指定される
2005年3月	コベルコクレーン(株)(現：コベルコ建機(株))のサービス工場に指定される
2005年8月	台湾(新北市)に富士起重工程股分有限公司開設(現：和鶴起重工程股分有限公司)
2006年11月	(株)今村建機(静岡県富士市)とパートナーシップ協定締結
2007年2月	(株)前田製作所 サービス業務提携
2007年4月	UAE(アラブ首長国連邦)にてアルラス社とクレーン販売事業の業務提携
2007年6月	静岡県経営革新計画承認
2007年11月	ドバイ建機展(BIG5)にて日本製の高所作業車ブースを出展
2008年5月	高所作業車リニューアル業社として(株)東京車輛(埼玉県熊谷市 資本金5,000万円)設立
2008年7月	建機(油圧ショベル)整備部門分社
2008年9月	静岡県沼津市一本松に事業用用地として土地取得(400坪)
2008年10月	UAEドバイ首長国にてTOMOEZIKOU MACHINERY RENTAL & TRADING (L.L.C.)設立
2009年2月	静岡県沼津市一本松に事業用用地として土地取得(650坪)
2010年6月	台湾にて(株)前田製作所の販売協力店契約を締結する
2010年12月	東京都大田区にてクレーンリース業の荏原重機(株)(資本金1000万円)を設立
2012年11月	TOMOEZIKOU MACHINERY 本店所在地を移転。部品の小売販売開始
2013年3月	静岡県富士市川成島に車輛置き場を購入(300坪)
2013年4月	台湾現地法人を和鶴起重工程に社名変更。資本金を300万NT\$に増資
2013年7月	(株)たつみ運送(静岡県熱海市)とパートナーシップ協定締結

2014年6月	資本金を3000万円に増資
2014年7月	神奈川県横浜市中区にCOP営業本部設立(現SOM営業本部)
2014年8月	(株)YS機工(静岡県静岡市)とパートナーシップ協定締結
2014年11月	岡山県倉敷市にクレーンリース業の(株)巴運輸機工(資本金1000万円)を設立
2015年6月	岡山県倉敷市早高に事業用用地ならびに事務所を取得(100坪)
2015年7月	リープヘル・ジャパン(株)(ドイツのクレーンメーカー)とサービス業務提携
2015年8月	岡山県倉敷市水島に事業用用地として土地取得(1000坪)
2016年7月	静岡県沼津市一本松に事業用用地として土地取得(300坪)
2016年9月	移動式油圧クレーン管理保有台数100台に到達
2017年1月	静岡県富士宮市杉田に車輛置き場を購入(400坪)
2017年1月	(株)コオリ重機(静岡県沼津市)とパートナーシップ協定締結
2017年7月	機械保険(損保ジャパン日本興亜)取り扱い開始
2019年8月	静岡県沼津市井出に車輛車輛置場として土地取得(80坪)
2019年10月	山梨県大月市富浜町鳥浜に事業用用地として土地取得(1000坪)
2020年3月	台湾にて(株)前田製作所の販売代理店契約を締結
2020年11月	静岡県伊豆の国市奈古谷に事業用用地ならびに工場を取得(550坪)
2021年6月	移動式油圧クレーン専門商社としてフックワークパートナーズ(株)を設立(資本金1000万円)
2021年11月	山梨県大月市富浜町鳥浜に事業用用地として土地取得(100坪)
2021年12月	COP営業本部(横浜市中区)をSOM営業本(川崎市)に移転
2022年8月	静岡県伊豆の国市奈古谷に事業用用地ならびに工場を取得(250坪)
2023年4月	建設揚重業の小田原重機株式会社を買収
2023年10月	和鶴起重工程股分有限公司の本店所在地を高雄市に移転

2.2 業界動向

建設機械の利用先となる国内の建設投資は、バブル期の 1992 年の 84 兆円をピークに減少基調となり 2010 年度には 42 兆円とピークの半分程度の規模まで落ち込んだが、その後東日本大震災の復興需要などで建築投資を中心に、回復基調となっている。2018 年以降は土木投資も回復基調となっており、2024 年度の建設投資については、2023 年度の補正予算等に係る政府建設投資が見込まれることなどから、総額として 73 兆 200 億円となる見通しである。

建設機械の出荷額については 2007 年度から 2009 年度まで国内出荷、輸出ともに大幅な減少となったが、2010 年度以降は輸出の回復と東日本大震災を契機とした国内出荷の増加もあり、2014 年度まで回復基調となった。その後輸出額の増減はあるものの、全体では、概ね横ばいの推移となっていたが、2021 年度からは輸出を中心に再び増加基調となっている。2023 年度の国内出荷は部品・部材の納入遅れが改善されてきたこと、また、安定した公共投資や民間設備投資に支えられたことから続伸した。また、輸出についても、国内出荷同様、部品・部材の納入遅れが改善されてきたこと、船舶の需給も改善されてきたこと、為替が円安に振れたことなどから続伸し、全体では前年度比 9%増の 3 兆 3,282 億円となった。2024 年度については、国内は、金利上昇を見込んだ設備投資意欲低下などにより主力機種である油圧ショベルなどが減少することから微減となり、輸出も、欧州、アジア地域などでの金融引き締めによる金利上昇などの影響から減少に転じ、全体の出荷金額は 3 兆 1,610 億円(前年度比 5%減)と予測されている。2025 年度については、国内は横這い、輸出は緩やかに回復し、全体の出荷金額は、3 兆 2,033 億円(前年度比 1%増)と予測されている。

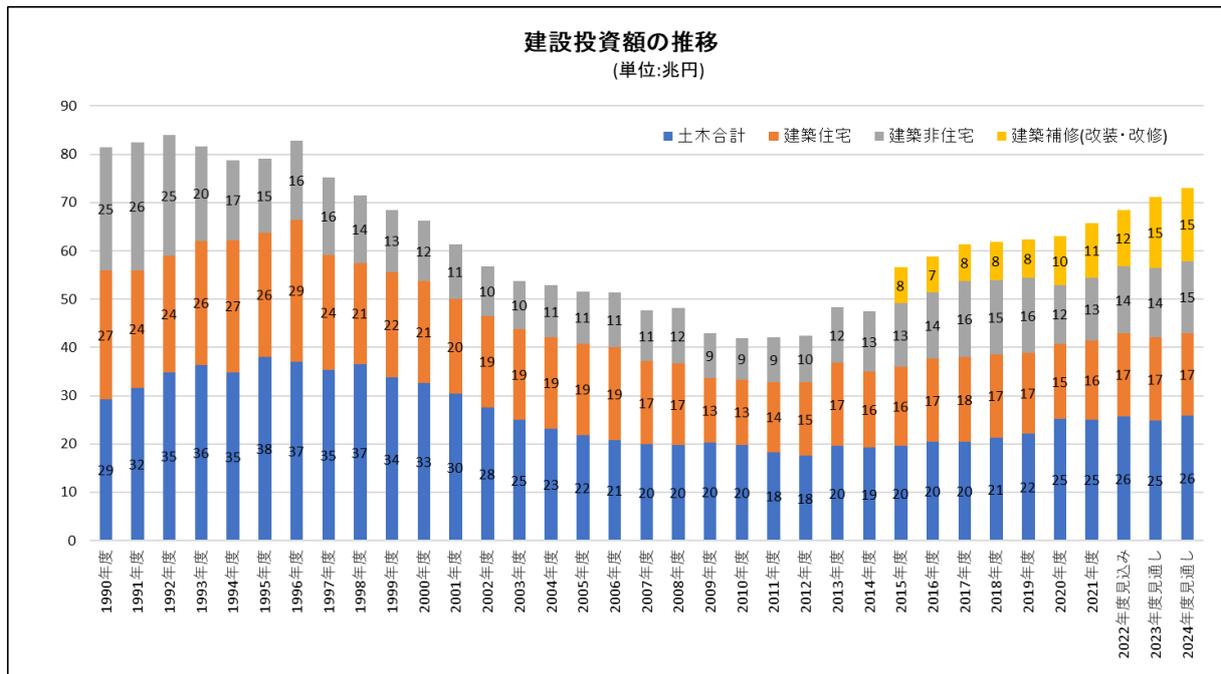
土木・建設機械のレンタルの市場については、1990 年から 2010 年まで 1999 年の 4,341 億円がボトムで 2007 年の 5,572 億円がピークの比較的緩やかな増減となっていたが、2011 年以降は東日本大震災の復興需要なども契機として大きく成長している。特に近年は建設機械の初期投資額が多額なことや、維持、管理の負担が大きいことなどから、保有からレンタルへ移行する割合が増えており、日本における建設機械レンタル事業者もアクティオ(株)、(株)カナモト、西尾レントオール(株)、(株)レンタルのニッケンの大手 4 社を始め、一般社団法人日本建設機械レンタル協会の正会員数だけで 1,000 社以上となっている。但し、当社が主力としているホイールクレーンのレンタルについては、機械の整備に国家資格をはじめとした資格や高い技術的ノウハウを必要^{※4}とする上、法定償却期間(6 年)と実質耐用期間及び実態の商品価値の下落との違い^{※5}、道路運送車両法に従った運用が困難^{※6} なことから参入障壁が高く、大手の建設機械レンタル事業者は参入してこない領域となっている。

※4 ホイールクレーンの整備を行うためには、各クレーンメーカーの「認定サービスマン」の資格取得のほか、5 トン以上の移動式クレーンには移動式クレーン運転士の免許及び大型特殊車両の免許(何れも国家資格)が必要である。

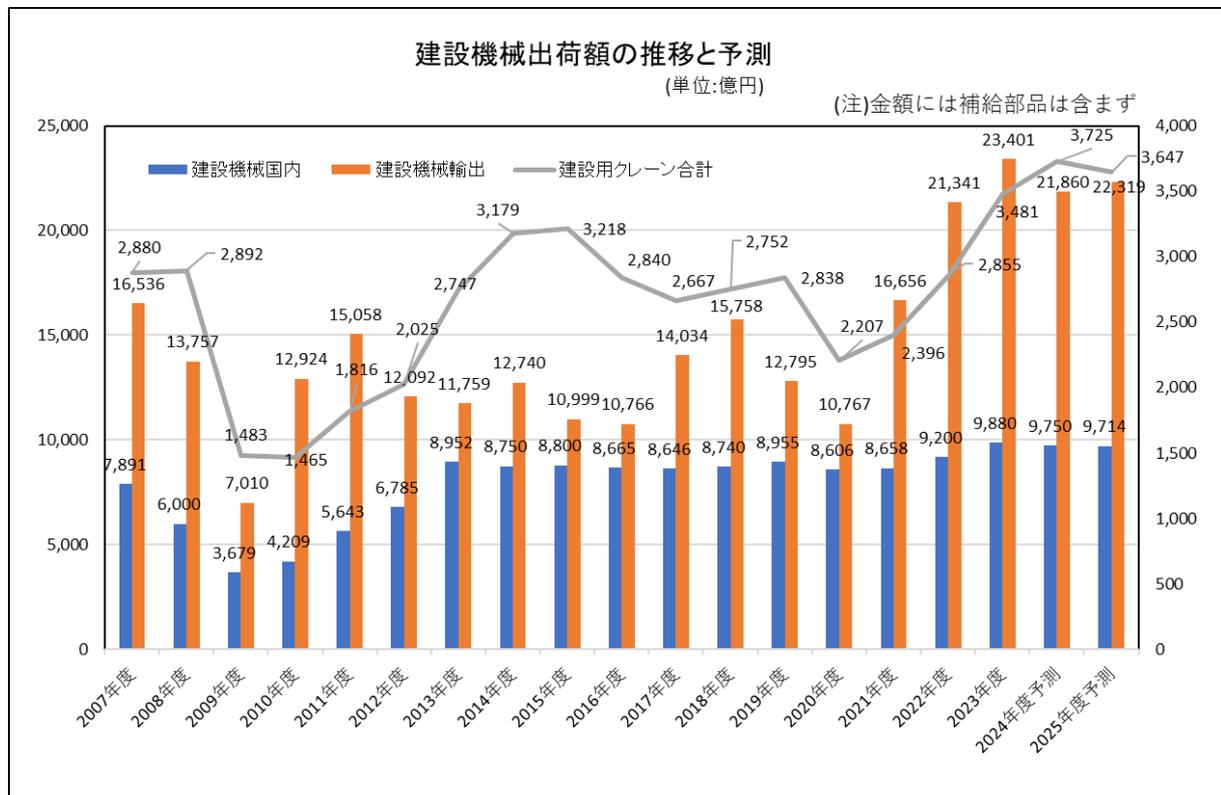
※5 ホイールクレーンの法定耐用年数は 6 年であるのに対し、実質耐用年数が長く、実態として 20 年以上経過した中古車でも新車の 30%程度の価格で流通しているなど車輛の資産価値の把握が難しい。

※6 ホイールクレーンは法定制限速度が 49Km/h であり、高速道路の利用ができない。一方で、レンタル車輛を利用する建設業重業者の商圏は狭く、短期間での納車など地元密着型のサービスが必要となる。

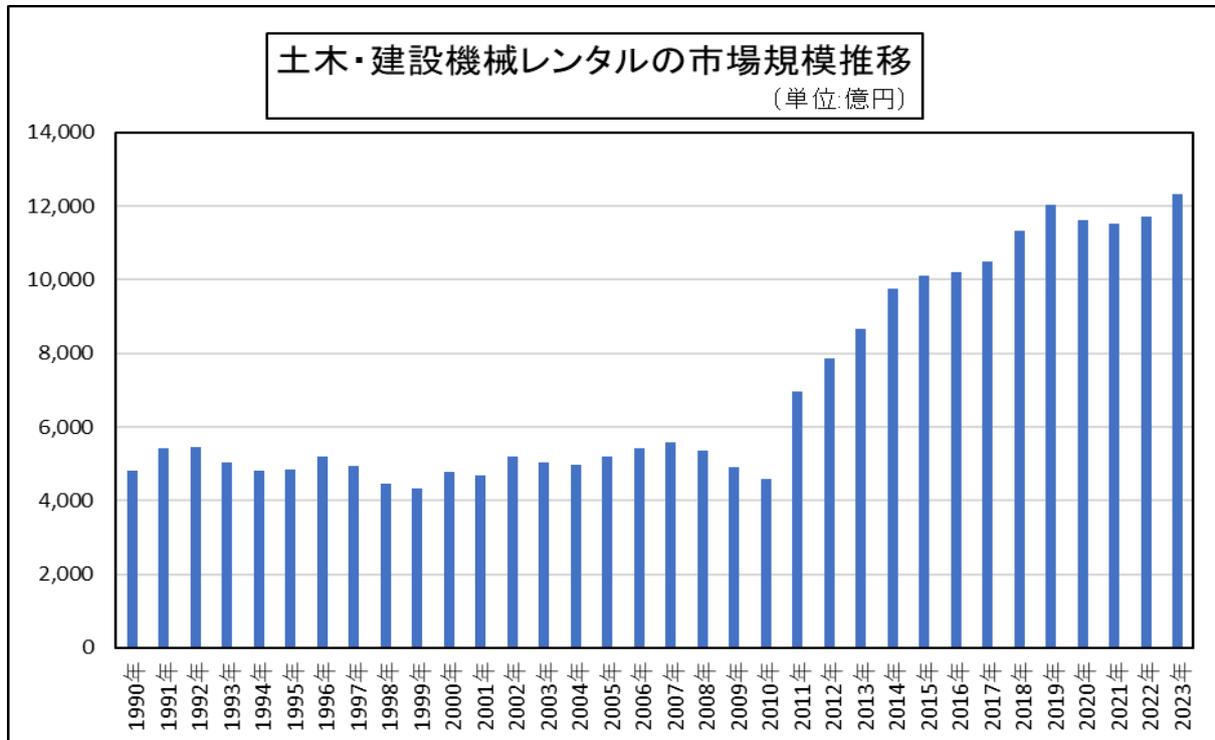
建設投資額の推移(出典:国土交通省「建設投資見通し」に基づき商工中金経済研究所が作成)



建設機械出荷額の推移と予測(出典:一般社団法人日本建設機械工業会「建設機械需要予測」ほかに基づき商工中金経済研究所が作成)



**土木・建設機械の市場規模推移(出典:経済産業省 特定サービス産業動態統計調査に基づき商工中金
 経済研究所が作成)**



2.3 経営理念と経営戦略、ブランドスローガン

当社は以下の経営理念と経営戦略に基づき、関連する地域における建設業重業事業者が持続的に事業を行うことができるサポート体制を構築していくこととしている。

【経営理念】

<p>Global Communication & Local Contribution.</p> <p>～広域交流と地域貢献～</p> <p>LE^{※7}を使用するお客様への整備・販売サービスを通じて、広範な事業交流と地域貢献を実現します。</p>
<p>「Global Communication & Local Contribution.」の実現を事業目的と位置付け、それを到達点のない永遠の目指すべきゴールとして、より高みを目指します。</p>

※7 LE: Lifting Equipment(移動機能付・抗重力・空間作業機械)の略語であり、具体的には当社の取り扱う移動式クレーンや高所作業車のことを指している。

【経営戦略】

<p>グループ全体がモデレートな持続的成長を遂げることを目的に、中長期的に目指す姿を「LEを上流から下流までマネージメントするLEアセット運営事業」を主とした「LE総合企業」と定め、これをグループ全体戦略として強気に推進していきます。</p>

【ブランドスローガン】(出典:当社ホームページ)

<p>G-Stand</p>
<p>人間は古来、重力に抗いながら文明を発達させてきました。大きな石を切り出し、より高い塔を作り、空を飛ぶ…。重力という万物を支配する力に抗うことが、人類の進歩を象徴してきたと言ってもいいと思います。その意味ではクレーン車、高所作業車はこの理念を具現化する姿そのものです。</p> <p>トモエ自工は、創立30年を節目に新たなスローガン「G-Stand」を掲げました。「G」はGravity（重力）の頭文字、「Stand」はなにかに抵抗する、立ち向かうという意味です。われわれはこれまで、油圧クレーンで重たい建築資材を吊り上げ、高所作業車で人を高い場所に運ぶという業務のサポートに一貫して取り組んで参りました。その生業を通じて、地域社会の発展に貢献したいと願ってきました。</p> <p>昨今、「他人と横並びする」「長いものに巻かれる」「現状を維持する」という風潮が広がっていないでしょうか。「スタンダード化するという重力」に抗うことを忘れれば、成長は止まります。われわれは時代の風潮に安易に迎合しないというスタンスで、真摯に業務に取り組んできました。これからもこのポリシーが変わることはありません。</p>

草原にすくと立つライオン。これがわれわれの理想とする会社像です。遠くを見つめながら、風に流されず、今を生きる。社員が一丸となって、雄々しい獅子のように厳しい時代環境のなか立ち続ける。ブランドに恥じない活動にまい進して参ります。

(ブランドロゴ)



2.4 事業活動

トモエ自工は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減と地域経済の活性化】

● 地域経済の活性化と雇用の創出に向けた取り組み

当社及びグループ各社は現在、主として静岡県東部、伊豆半島、神奈川県中西部、山梨県東部及び岡山県倉敷市を拠点としてクレーンを中心とした建設機械の整備点検や売買、またグループの建設揚重業事業者がオペレーター付のクレーンレンタル事業を行っており、それぞれが地域のインフラ整備や雇用の維持、拡大に寄与している。地域の建設揚重業事業者は、インフラ整備を始め土木、建築事業には極めて重要な役割を担っているが、事業者の高齢化と免許を持つオペレーターの不足、新車価格高騰による設備投資負担の増加など事業を安定して継続する上での課題を抱えている。当社は従来からこうした地域の建設揚重業事業者をグループ化し、オペレーターをグループ内で育成することで、本業である整備、点検事業の安定化を図るとともに、地域の建設揚重業事業の活性化と雇用の維持、拡大に寄与してきた。今後は、2029年度までにグループ会社を含む事業拠点を3ヶ所以上新たに設置し、当該地域から15名を新たに雇用する方針であり、レンタル事業やレストア事業の拡大などにより売上を2024年度比120%拡大し、地域のインフラ整備と雇用の創出、建設揚重業事業者の事業継続など地域経済の発展に貢献していく方針である。

● 建設機械及び整備、点検サービスなどの安定供給

当社の取り扱うクレーンなどの建設機械は災害時のインフラの復旧においても極めて重要な役割を担っている。近年発生している地震や台風などの大規模な自然災害を踏まえ、当社及びグループ各社の拠点での機能や役割を再検討し、緊急時の対応を策定することで、災害発生時においても円滑に各地域の建設揚重業事業者に建設機械の供給、整備、点検サービスを行えるように2026年度までにBCP計画を策定し、以後定期的に見直しを実施する方針である。

● 資源の有効活用と廃棄物の排出削減

当社が主として取り扱っている移動式クレーンは適切な整備・修理を行うことで法定耐用年数を上回る年数の使用が可能であり、また経年劣化した箇所を新車の状態に復元するレストアを行うことで更に製品の長寿化を図ることができる。当社の高度なメンテナンス技術とノウハウにより、製品の長寿化を図ることで、スクラップによる廃棄物の削減とともに、重量物である移動式クレーンの新規の製造に係る原材料の削減や製造に伴うCO₂の排出削減に貢献している。今後は特に、従来の使用年数を6～8年長期化でき、地域の建設揚重事業者の設備負担の軽減にもつながるレストア事業の拡大を目指している。

● CO₂排出量の削減に係る取り組み

当社では使用電力の削減によるCO₂排出量の削減を図るため、施設の照明のLED化を進めており、整

備工場施設とグループ会社の東京車輛の施設については既に導入済みとなっている。今後、当社所有施設については 2029 年度までに 100%LED 化するほか、社有以外の拠点事務所やグループ会社の各施設についても可能な限り照明の LED 化を進めることとしている。また、社用車について 2029 年度までに 5 台以上を EV、HV などの低公害車に代替えることで CO2 の排出削減を進める方針である。(2024 年 7 月時点社用車 10 台保有。内、該当車なし。)

- **廃棄物のリサイクルと適切な処分**

整備・修理、レストア事業などで発生する鉄くずは専門業者によってリサイクル利用されているほか、その他の廃棄物についても分別の上、適切に処分されている。

【雇用、賃金、教育、社会的保護に関する取り組み】

- **多様な人材の積極的活用**

当社の 2024 年 7 月現在の従業員数(パートを含む)は、27 名(うち女性は 5 名)であり、うち 63 歳の定年後に再雇用している高齢者は 4 名(同 0 名)となっている。大手建設機械メーカー各社の指定サービス工場となっており、ホイールクレーンの整備、点検業務には一定の資格や専門的な知識、ノウハウが必要とされることもあり、現在外国人従業員の雇用はないが、特に採用に制限は設けておらず、多様な人材を個々の能力に応じて積極的に活用していく方針である。女性従業員については、今後事務職以外の基幹職への登用も進めることで採用を増やす方針である。また、高齢者の雇用についても、定年後は原則全て再雇用し、ノウハウやスキルの継承も含め積極的に活用していくこととしている。

- **能力開発と賃金向上への取り組み**

当社は大手建設機械メーカー 4 社の指定サービス工場となっており、クレーンを中心に幅広い顧客から整備、点検、修理などの業務を受託することができるが、現場の業務を行うに当たっては、自動車整備士や検査免許のほかにメーカー毎の各種認定資格やクレーンの運転免許や大型特殊車両の運転免許など様々な資格が必要である。また、適切な整備、点検、修理、レストアを行うことで法定耐用年数を超えて長寿化を図り、安全に製品を使用できるようにするには、高度なメンテナンス技術とノウハウが必要である。当社では、こうした高い技能やノウハウを持った人材を確保するために、従業員の能力開発やスキルアップに積極的に取り組んでおり、会社の定める資格の取得費用を会社で負担する、或いは資格取得費用を借入することも可能としている。また、自己負担で会社の定める資格(2024 年 7 月現在 39 種類)を取得した場合は、毎月資格手当を支給している。

特に、移動式クレーン運転士の育成にあたっては、指導員のもとで業務として操縦訓練を行える場を設けるなど積極的に育成を行っている。今後、他地域への拠点拡大の計画もあり、2029 年度までに 5 t 以上の移動式クレーンの免許保有者を 10 名以上にすることとしている。(2024 年 7 月現在役員 2 名含め 7 名)

【健康経営に関する取り組み】

● 安全で働きがいのある職場づくり

当社では労働災害の発生の予防のため、就業規則をはじめとして安全に作業を行うための規則などを定めるとともに、従業員への安全衛生教育を積極的に行っており、過去 10 年間に重大な労働災害は発生していない。今後も、現場での基本動作の徹底を図るとともに、朝会、ミーティングなどで適切に安全意識の向上を図ることで重大な労働災害の発生件数 0 件を継続していくこととしている。

当社は事務と整備部門それぞれで労使協定を締結し 1 年単位の変形労働時間制を採用している。2024 年の年間休日日数は整備部門 94 日、事務部門 99 日となっている。年次有給休暇については、最大 40 日間で半日休暇のほかに一定の範囲で時間単位での休暇も取得することが可能となっている。また、転勤、忌引、結婚、出産、公民権の行使のための休暇や生理休暇などの特別休暇の規定を設けている。今後、従業員のワークライフバランスの実現のため適切な人員政策と従業員の能力開発による多能工化などを推進することで 2029 年までに休日日数を 105 日以上にする方針である。また、2023 年の 1 人当たりの年間平均有給休暇日数は 6.2 日であったが、部門ごとに計画的な有給休暇取得を推進し 2029 年までに取得日数を 8 日以上にする方針である。なお、1 人当たり月平均時間外労働時間は 7.2 時間(2023 年実績)で問題ない水準となっている。

当社では、原則年 1 回、年齢と勤続年数に応じた定期昇給を実施しているほか、会社の業績に応じて年 2 回の賞与を支給している。また、手当については時間外労働の手当や前述の資格手当のほか、役職手当、職務手当、住宅手当、通勤手当、海外出張手当などの制度を設けており、賃金水準は業界平均と比較して問題ない水準となっている。福利厚生としては、慶弔規定に定めている結婚・出産・成人・新築に係る祝い金、傷病見舞金、弔慰金、災害見舞金のほか、誕生祝いの支給や健康増進支援としてスポーツクラブなどを利用する際の年間利用料の 10%を支給する規定なども設けている。また、結婚資金、住宅購入などに係る資金、家族の入院療養資金、子息の育英資金の貸付規定を設けるなど従業員のライフサイクルに応じた支援を行っている。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会(個人のニーズ)		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済(人間の集団的ニーズ)		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境(プラネタリーバウンダリー)		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他機械器具の卸売業、機械の修理業、その他の機械、設備および有形物のレンタルおよびリース
ポジティブ・インパクト	水、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、生物種、生息地、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
雇用、零細・中小企業の繁栄、インフラ	➤ 地域経済の活性化と雇用の創出に向けた取り組み
資源強度、廃棄物	➤ 資源の有効活用と廃棄物の排出削減

■ ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)

インパクト	取組内容
健康および安全性、社会的保護	➤ 安全で働きがいのある職場づくり
気候の安定性	➤ CO2 排出量の削減に係る取り組み
資源強度、廃棄物	➤ 廃棄物のリサイクルと適切な処分

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 零細・中小企業の繁栄、インフラ (ネガティブ) 自然災害	➤ 建設機械及び整備、点検サービスなどの安定供給
(ポジティブ) 教育、賃金 (ネガティブ) 社会的保護	➤ 能力開発と賃金向上への取り組み
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、年齢差別	➤ 多様な人材の積極的活用

当社が行っている機械の修理業において、新規の製品製造に係る材料抽出の減少により、汚染物質の排出の減少や生態系の損失防止などの効果が得られる可能性があることから、UNEP FI のインパクト分析ツールで「水」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」がポジティブ・インパクトとして発出されているが、当社の事業内容から直接具体的な効果が確認できないことから今回、ポジティブ・インパクトとしては特定していない。一方で、その他の機械器具卸売について施設や輸送に係る大気汚染や生態系への影響として「水域」、「大気」、「生物種」、「生息地」がネガティブ・インパクトとして発出されているが、当社の事業において水の利用は限定的であり、水質汚染につながる排水などは認められないこと、また卸売りの商品は自走式のクレーンが主体で移動の頻度や距離などから、重大な影響は認められないことから、ネガティブ・インパクトとしては特定していない。当社の給与水準は業界水準と比較して同等であり、「賃金」についてネガティブ・インパクトとしての特定は行わない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

トモエ自工は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標(以下 KPI という)を設定した。

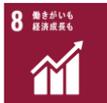
【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用、零細・中小企業の繁栄、インフラ		
取組内容(インパクト内容)	地域経済の活性化と雇用の創出に向けた取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029 年度までにグループ会社を含む事業拠点を 3 ヶ所以上新たに設置し、当該地域から 15 名を新たに雇用する。 ● 2029 年度までにレンタル事業やレストア事業の拡大などにより売上を 2023 年度比 120%拡大する。(2023 年度売上 1,335 百万円) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 新たな事業拠点を設置し、クレーンなどのレンタル事業、レストア事業の拡大を図ることで、インフラ整備用の機械を安定的に供給し、地域の建設業重業事業者の事業の継続に寄与するとともに新たな雇用の創出に貢献する。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	

特定したインパクト	資源強度、廃棄物		
取組内容(インパクト内容)	資源の有効活用と廃棄物の排出削減		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029 年度までに移動式クレーンを 30 台/年レストアする (2024 年度実績 3 台) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車輛の代替えに係る設備投資負担の増大が事業継続のネックとなっている地域の建設業重事業者に対し、顧客が所有するクレーンの使用年数を延長できるレストアサービスを推進するほか、中古クレーンをレストアし、レンタルや販売することでレストア事業を拡大する。 ➢ 事業の遂行に当たっては、グループ企業のほかに他社との連携も含めそれぞれの役割分担に応じた取り組みを行う。 		
貢献する SDGs ターゲット	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容(インパクト内容)	安全で働きがいのある職場づくりへの取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な労働災害の発生件数 0 件を継続する。(過去 10 年間の発生件数 0 件) ● 2029 年までに会社の休日日数を 105 日以上にする。(変形労働時間制を加味した 2023 年実績 99 日) ● 2029 年までに 1 人当たり平均有給休暇取得日数を 8 日以上にする。(2023 年実績 6.2 日) ● 2024 年度から幸せデザインサーベイを実施し、以後の KPI は結果を踏まえて再設定する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現場での基本動作の徹底を図るとともに、朝会、ミーティングなどで適切に安全意識の向上を図ることで重大な労働災害の発生件数 0 件を継続していく。 ➢ 従業員のワークライフバランス実現のため適切な人員政策と従業員の能力開発による多能工化により、年間休日日数の増加を図 		

		<p>る。また、部門ごとに計画的な有給休暇取得を推進する。</p> <p>➤ 「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果について経営陣と従業員が対話し、従業員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指していく。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性
取組内容(インパクト内容)	CO2 排出量の削減
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029 年度までに社用車のうち 5 台以上を EV、HV などの低公害車に代替える。(2024 年 6 月時点社用車 10 台保有。内、該当車なし。) ● 当社所有施設について 2029 年度までに 100%LED 化する。
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 年式の古い社用車の車検などにあわせて順次、EV や HV などのエコカーに代替えを進める。</p> <p>➤ 本社事務所など当社所有施設については、2029 年度までに 100%LED 化するとともに、当社所有以外の拠点事務所やグループ会社の各施設についても可能な限り照明の LED 化を進める。</p>

貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に呈する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

【ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト	(ポジティブ) 零細・中小企業の繁栄 (ネガティブ) 自然災害		
取組内容(インパクト内容)	建設機械及び整備、点検サービスなどの安定供給		
KPI	● 2026 年度までに BCP 計画を策定し、以後定期的に見直しを実施する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 当社及びグループ各社の拠点の機能や役割を再検討し、災害発生時においても円滑に各地域の建設業重業事業者へ建設機械の供給と整備、点検サービスを行えるように BCP 計画を策定し、計画に沿った教育、訓練を実施する。また、定期的に計画の見直しを実施する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に呈する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育、賃金 (ネガティブ) 社会的保護		
取組内容(インパクト内容)	能力開発と賃金向上への取り組み		
KPI	● 2029 年度までに 5 t 以上の移動式クレーンの免許保有者を 10 名以上にする。(2024 年 7 月現在役員 2 名含め 7 名)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 未経験者でも資格取得に向け効果的に実技訓練が行えるように、グループ内で移動式クレーンの資格取得のための設備と指導員による育成体制(クレーン塾)を整え、積極的に資格取得に取り組		

		<p>む。</p> <p>➢ 社内で規定する資格の取得に当たって、資格取得に係る費用について会社で負担する、或いは会社から借り入れできる制度があり、費用を自己負担した従業員については、毎月資格手当を支給する。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、年齢差別		
取組内容(インパクト内容)	多様な人材の積極的な活用		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029 年度までに、女性従業員を 10 名以上雇用する(2024 年 7 月現在 5 名) ● 定年後(63 歳以上)の従業員を原則 100%再雇用する。(2024 年 7 月現在 4 名) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 事務職以外の基幹職への登用を進めることで、女性従業員の採用を拡大する。</p> <p>➢ 定年後も希望する従業員については原則 100%再雇用することとし、可能な限り雇用の継続を行う。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	

	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

なお、ネガティブ・インパクトで特定した「資源強度、廃棄物」の取り組みは、今後も現状通り、可能な限り自社でのリユース及び専門業者によるリサイクルを行い、その他の廃棄物についても適切な処分を行うなど緩和の取り組みを進めることから KPI の設定はしていない。

5.サステナビリティ管理体制

は、本ファイナンスに取り組むに当たり、代表取締役 木村 亮紀氏と経営管理部 企画課長 飯田氏が中心となり、当社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、代表取締役の木村 亮紀氏が最高責任者、経営管理部 企画課長 飯田氏が管理責任者となり各部と連携をとりながら KPI の達成に向けた取り組みを管理、推進していく。

(最高責任者) 代表取締役 木村 亮紀氏

(管理責任者) 経営管理部 企画課長 飯田氏

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、トモエ自工と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、トモエ自工と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。トモエ自工は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI) が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 波多野 美樹

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190